

27監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成27年4月24日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月25日

福岡市監査委員 川 上 晋 平
同 大 石 修 二
同 齋 田 雅 夫
同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

27監査公表第1号（平成27年2月5日付 福岡市公報第6179号 公表）分・・・26件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

27 監査公表第1号（平成27年2月5日付 福岡市公報第6179号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については，履行確認後，債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また，債権者から請求が行われない場合は，債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら，委託料の支出において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後，支出については，速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 平成25年度「『福岡の食』香港プロモーション事業業務委託」外1件の委託料の支出において，検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(国際経済課)</p>	<p>委託料の支出については，平成27年3月に所属職員に対して研修を行い，監査事務局作成の研修資料などを用いて，周知徹底を図った。</p>

<p>B 平成25年度「アジアンパーティ広報事業業務委託」の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(コンテンツ振興課)</p>	<p>平成27年2月に福岡市会計規則に基づき、遅滞なく支払いをするよう「会計規則の手引き」を用い、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>C 平成25年度「『福岡観光マップ トマールフクオカ』博多祇園山笠特集記事追加掲載業務委託」外2件の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(都市観光推進課)</p>	<p>委託料の支出については、完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの請求がない場合は催促を行うよう、平成26年11月の課内会議において所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>D 平成25年度「まちなかアートギャラリー一福岡2013事業業務委託」の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>委託料の支出については、完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの請求がない場合は催促を行うよう、平成27年1月の課内会議において所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 福岡市美術展運営委員会負担金の経理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、福岡市美術展運営委員会負担金の平成25年度の経理事務において、後日開催予定の運営委員会委員等の謝礼金の執行額を含めた金額で平成25年度決算を確定し、当該謝礼金を通帳から引き出して現金で保管し、本市負担金を戻入していた。その後、運営委員会等の開催日に委員に支出した後、欠席委員の謝礼金を現金で保管していた。</p> <p>交付先団体の事務局が当課にあることから、経理事務については「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、適正な事務</p>	<p>金庫で保管していた欠席委員の謝礼金については、平成26年11月7日に福岡市美術展運営委員会通帳に入金保管し、福岡市へ返還するものとして再度決算をし、平成26年12月16日に福岡市へ戻入処理を行った。</p> <p>福岡市美術展運営委員会を開催回毎ではなく常設とし、運営委員会及び監査に係る経費は、開催日の属する福岡市の会計年度に合わせ決算処理を行うこととした。</p> <p>当該年度の収入がない間に必要な経費については、前年度から翌年度に繰越すこととする。</p> <p>経理事務については、福岡市準公金等取扱事務処理要領に則った適正な処理に努める。</p>

<p>処理を行うよう注意されたい。 (美術館運営課)</p>	
------------------------------------	--

(2) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 報償費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>報償費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を速やかに支払わなければならない。しかしながら、平成25年度指定管理者候補選定委員会謝礼金及び同委員会の採点作業に係る謝礼金の報償費の支出において、履行完了の確認日から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後、報償費の支出については、適切に事務処理を行うよう十分注意されたい。 (道路管理課)</p>	<p>報償費の支払いについては、平成27年3月に所属職員に対し、会計室の示す「報酬・報償費(役務費)の事後口座振替払い手続きマニュアル」に基づき、適正な事務処理を行うよう研修を行った。</p> <p>また、選定委員の委嘱通知時に相手方登録の確認を行い、登録手続き漏れを防止するとともに、支払事務の進捗状況を確認するチェックリストを作成し、支払事務の遅延がないよう課内のチェック体制の強化を図った。</p>
<p>(イ) 「登記事務等業務委託」契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>単価契約による委託業務の発注に当たっては、適正な指令書を作成し行うとともに、業務が完了したときは、完了検査により業務が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成25年度「登記事務等業務委託」契約の業務指令において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>委託の単価契約の業務指令を適正に行うとともに、業務が完了したときは履行確認を的確に行い、委託料を支出されたい。</p> <p>A 仕様書の規定では、業務の指令書を受けた後に受託者より当該登記事務等業務の業務従事者を通知するとしているが、業務指令伺の決裁日(業務指令日)より前に業務従事者と協議を行い、資料調</p>	<p>成果品の一部が業務指令日以前の日付になっていた事務処理については、平成27年1月に「登記事務等業務委託契約書」及び「下水道整備に係る登記事務等業務共通仕様書」に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を実施するとともに、業務実施フローを新たに作成し、事務処理の周知徹底を図った。</p>

<p>査業務の書類を渡していたため、成果品の一部が業務指令日以前の日付となっていた。</p> <p>(西部下水道課)</p>	
<p>B 上記の理由により、実施された資料調査業務に対して業務指令の履行期間前のものとして委託料を支出していなかった。</p> <p>(西部下水道課)</p>	<p>資料調査業務の委託料については、平成27年3月6日に支払いを行った。</p>
<p>(ウ) 原課における物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>物品購入については、随意契約伺兼見積書において契約の相手方から見積書を徴し契約を行わなければならない。しかしながら、平成26年度の物品購入契約において、契約の相手方から見積書を徴した後、見積金額を訂正しており、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、物品購入契約においては適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(西部下水道課)</p>	<p>物品購入契約については、平成27年1月に福岡市会計規則その他関係法令に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(エ) 資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>資金前渡制度は現金での支払が必要な場合に認められた支出の方法の特例であり、職員が立替払いしたものの精算を前渡金で行うことは不適切である。しかしながら、平成25年度及び同26年度のコインパーキング等の駐車場料金において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、資金前渡金にかかる事務処理については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p>	<p>駐車場料金及び現金出納簿については、平成26年9月から適正に処理を行っている。</p> <p>また、資金前渡事務については、平成27年3月に資金前渡事務の手引き及び福岡市会計規則その他関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>A 資金前渡の手続きをして前渡金を保有していたにもかかわらず、業務でコインパーキングを利用した職員が、経常的に駐車場料金を立て替え、月末に1か月分をまとめて資金前渡金から職員へ支払っていた。また、現金出納簿には駐車場利用日を出納日として利用日ごとに記載するべきところを、職員への支払日を出納日として1か月分をまとめて記載していた。</p> <p>(河川課)</p>	
<p>B 平成26年2月分駐車場料金について、資金前渡金の残高不足のため、翌月に資金前渡の手続きをして3月10日に職員へ支払い、2月分の「資金前渡金繰越月次報告書兼精算整理書」の受領日及び支払日を3月10日と記載していた。</p> <p>(河川課)</p>	<p>駐車場料金及び現金出納簿については、平成26年9月から適正に処理を行っている。</p> <p>また、資金前渡事務については、残高の把握を徹底するとともに、平成27年3月に資金前渡事務の手引き及び福岡市会計規則その他関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 教育扶助費の請求及び受領後の事務処理について速やかに行うよう注意を求めもの</p> <p>生活保護法第32条第2項の規定に基づき、教材費として学校長へ交付される教育扶助費については、区保護課より学校長口座へ入金後速やかに処理しなければならない。しかしながら、平成23年度、同24年度及び同25年度において、実査日(平成26年9月16日)現在、次のような事例が見受けられた。</p> <p>教育扶助費の請求及び受領後の事務処理に当たっては、速やかに行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 学校長口座に入金されたままの状態</p>	<p>学校徴収金(教材費)への振替及び振替に伴う教材費過納分の返還を行っていない教育扶助費については、平成26年9月22日までに全て支払いを終了した。</p> <p>教育扶助費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>

<p>学校徴収金(教材費)への振替及び振替に伴う教材費過納分の返還を行っていないものがあつた。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	
<p>B 学校徴収金(教材費)への振替等は行っているが処理に長期日数を要しているものがあつた。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	<p>教育扶助費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>
<p>C 平成25年度分を平成26年度に区保護課へ請求しているものがあつた。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	<p>平成25年度分を平成26年度に区保護課へ請求している教育扶助費については、平成26年9月16日に校長口座に入金され、平成26年9月18日に全て支払いを終了した。</p> <p>教育扶助費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>
<p>(イ) 就学援助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>学校教育法第19条の規定に基づき学校長を通じて支給される就学援助費については、教育支援課(旧学事課)より学校長口座に入金後速やかに保護者へ支給しなければならない。しかしながら、平成24年度</p>	<p>学校長口座に入金されたままの状態では、平成26年9月18日に全て支払いを終了した。</p> <p>就学援助費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、</p>

<p>及び同25年度において、実査日(平成26年9月16日)現在、次のような事例が見受けられた。</p> <p>就学援助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 学校長口座に入金されたままの状態 で保護者へ支払われていないものがあった。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	<p>今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>
<p>B 支払いまでに長期日数を要していたものがあった。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	<p>就学援助費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>
<p>(ウ) 特別支援教育就学奨励費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>特別支援学校への就学奨励に関する法律に規定されている特別支援教育就学奨励費については、教育支援課(旧学事課)より学校長口座に入金後速やかに保護者へ支給しなければならない。しかしながら、平成24年度及び同25年度において、保護者への支払いに長期日数を要していたものがあった。</p> <p>特別支援教育就学奨励費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(西福岡中学校)</p>	<p>特別支援教育就学奨励費受領後の事務処理を速やかに行うよう担当者に対して指導するとともに、今後、校長等による処理状況の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、学務支援課より、全ての小学校・中学校・特別支援学校に対して、請求を含めた速やかな事務処理及び管理職による処理状況の確認の徹底について通知し、学校間連携グループリーダー会において同様の指導を行った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>暴力団対策防犯カメラ設置工事[No.13]</p> <p>(契約金額2,746万650円)</p> <p>本工事は市民の安全確保のため天神舞鶴地区に防犯カメラを設置する工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定に基づき発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した通知書を福岡市長に提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者に書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(生活安全課、財政局設備課関連)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいた適正な対応を行うように研修を行い、所属職員への周知を図った。特に、今回指摘のあった建築物の範囲については再確認を行った。</p> <p>また、工事の起工時に同法に該当するか判断する為のチェックシートを作成し、設計書の決裁書類に添付することでチェック体制の強化を図ることとした。</p>
<p>(イ) 維持管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>防災行政無線の維持管理を適切に行うべきもの</p> <p>福岡市防災行政無線保守業務委託[No.14]</p> <p>(契約金額1,690万5,000円)</p> <p>本委託は災害時の通信手段を確保する防災行政無線の保守業務委託である。</p>	<p>無線設備の整備を要する事項については、平成27年3月26日で全ての改修作業を終えた。</p> <p>今後の防止策として、保守点検において整備を要する事項等が発見された場合には、速やかに対処方針を立てるとともに、個別案件ごとのチェックリストを作成し、対応完了まで継続的にチェックを行っていくこととした。</p>

<p>業務報告書によると、平成22年度、23年度及び24年度と同委託業務において、一部の無線設備について整備等を要するとして報告されていたが、応急的な措置のみで対応していたため、平成25年度においても整備等を要する事項として報告されていた。</p> <p>しかしながら、一部について、その後も応急的な措置のまま運用されており、適切に維持管理が図られているとはいえない。</p> <p>今後は、適切な維持管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災・危機管理課)</p>	
--	--

(2) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 照明器具取替工の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">千代今宿線外3路線道路照明灯LED化工事(中央区, 早良区, 西区) [No.22]</p> <p style="padding-left: 4em;">(契約金額6,313万9,650円)</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は千代今宿線外3路線の既設道路照明灯器具をLED化する工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">照明器具取替工の積算において、ポール内配線は照明器具取替の中に含まれるにもかかわらず別途計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p>	<p>積算業務については、平成27年3月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>B 運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">主要地方道福岡早良大野城線(内野1丁目)内野大橋(下部工)築造工事[No.16]</p> <p style="padding-left: 4em;">(契約金額1億505万1,450円)</p>	<p>積算業務については、平成27年3月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>本工事は橋梁架け替えの下部工工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量20 t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20 t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、重建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(西部道路課)</p>	
<p>C 仮締切工（仮設土工）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>一般県道内野次郎丸弥生線（西入部）護岸工事[No.17]</p> <p>(契約金額 1 億5,659万7,810円)</p> <p>本工事は道路拡幅整備に伴う河川線形の変更を行うための護岸工事である。</p> <p>仮締切工(仮設土工)の積算において、河川内への仮設道路築造のため大型土のう据付及び山ずり盛土を計上していたが、仮設道路撤去に伴う山ずりの掘削積込費並びに大型土のう撤去後の中詰め土処分に伴う掘削積込費について、計上する必要があるにもかかわらず計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(西部道路課)</p>	<p>積算業務については、平成 27 年 3 月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>D 土工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>一般県道内野次郎丸弥生線（西入部）護岸工事[No.17]</p> <p>(契約金額 1 億5,659万7,810円)</p> <p>本工事は道路拡幅整備に伴う河川線</p>	<p>積算業務については、平成 27 年 3 月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>形の変更を行うための護岸工事である。</p> <p>土工の数量計算において掘削土を盛土、埋戻しに使用する場合（流用土）には土量変化率を考慮することとなっている。</p> <p>しかしながら、変更設計の数量計算において土量変化率を考慮しないまま土工の数量計算を行い、その数量を積算システムに入力して積算を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（西部道路課）</p>	
<p>E ダンプトラック運搬の積算を適正に行うべきもの</p> <p>一般県道内野次郎丸弥生線（西入部） 護岸工事[No.17]</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 1 億5,659万7,810円）</p> <p>本工事は道路拡幅整備に伴う河川線形の変更を行うための護岸工事である。</p> <p>掘削の結果一部の土質が軟岩であったことから、設計変更において大型ブレイカーによる岩掘削（軟岩Ⅰ）を計上していた。</p> <p>しかしながら、発生土処理（残土処分）に伴うダンプトラック運搬の積算において、大型ブレイカーによる掘削土の土質の適用を誤り、軟岩Ⅰを適用すべきところ礫質土を適用して積算を行った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（西部道路課）</p>	<p>積算業務については、平成27年3月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>F 運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>諸岡川橋梁上部工工事[No.18]</p> <p style="text-align: center;">（契約金額3,210万1,650円）</p> <p>本工事は雑餉隈連続立体交差事業に伴う側道橋梁の上部工工事である。</p>	<p>積算業務については、平成27年3月に「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>土木工事標準積算基準書によると、トラッククレーン吊り能力80 t以上500 t以下を使用する場合、運搬等に要する費用を積上げにより計上することになっている。</p> <p>運搬費の積算において、重建設機械分解・組立輸送費は、トラッククレーン160 t吊以下とすべきところ、積算システムの条件入力を誤り360 t吊以下とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(雑餉限連続立体交差課)</p>	
--	--

(3) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 機器単価の決定を適正に行うべきもの</p> <p>配水コントロールシステム更新工事 [No.31]</p> <p>(契約金額10億7,764万200円)</p> <p>本工事は水管理センターの配水コントロールシステムの更新等を行う工事である。</p> <p>積算において、システムを構成する機器の費用を計上するに当り、その単価はメーカーから徴収した見積りに対し水道局で定めた査定率を乗じて決定していたが、一部の機器の単価決定を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(水管理課)</p>	<p>積算業務については、適正な積算を行うよう平成26年12月25日に課内での研修を行うとともに、平成27年2月10日に局内研修を実施し、本事案をテーマとし、適正な積算の周知徹底を図った。</p> <p>また、再発防止のため、本課の発注が多い監視機器関連工事については独自に「積算・精査チェックリスト」を作成し、チェックリストでは、今回誤った計算過程となった見積項目については特に具体化し、設計担当、精査担当それぞれが同チェックリストを用いて確認するようにし、チェック体制の強化を図った。(平成27年1月の起工時より実施)</p>
<p>B 路面本復旧工(透水性アスファルト舗装工)の積算を適正に行うべきもの</p> <p>早良区曙2丁目地内φ300mm配水管布設工事 [No.27]</p>	<p>積算業務については、適正な積算を行うよう平成26年11月28日に「部内会議」を行い、情報を共有すると共に、職員への研修を行い再発防止に向けて周知徹底を図った。</p>

<p>(契約金額7,016万6,520円)</p> <p>本工事は配水管（上水道管）の老朽化に伴う更新工事である。</p> <p>路面本復旧工（透水性アスファルト舗装工）の積算において、積算システムに入力する際に誤ってカラーアスファルト混合物の単価を採用して入力した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(西部管整備課)</p>	<p>また、見積等で採用する単価（実施設計単価以外）については、積算システムに直接入力するため、設計者・精査者ともに、特に単価チェックを徹底するよう、既存の「設計精査チェックリスト」に項目を追加し、もれなく確認するよう是正した。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>乙金浄水場小水力発電設備工事[No.34]</p> <p>(契約金額1億2,727万3,650円)</p> <p>本工事は乙金浄水場に小水力発電設備を設置する工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条に基づき発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条に基づき上記書面の内容を記載した通知書を福岡県知事に提出しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者に書面を交付せず、また発注者においても県知事へ通知書を提出していなかった。</p> <p>なお、水道局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善されているとはいえない。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(設備課)</p>	<p>建設リサイクル法の遵守に関しては、平成27年1月13日に所属職員に対して研修を実施するとともに、平成27年1月23日及び2月4日に局内関係職員に対しても研修を実施し、同法趣旨の周知徹底を図った。</p> <p>また、局内全課において、同法に関する管理台帳「建設リサイクル法関連書類届出確認簿」を作成し、毎月管理台帳を調査することで再発防止に努めるとともに、契約課においても、起工時に提出される書類の内容確認を行いチェック体制の強化を図った。（発注中の工事を含め、平成27年1月より実施）</p>